

I-(52) 法律名： 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(H
18法33)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4①	特定研究開発等計画の認定	法13 規則7
5①②	特定研究開発等計画の変更等	法13 規則7
12	報告徴収	法13 規則7

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社
I－(53) 法律名： 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
46②	移行期間内に認定又は認可を受けず解散したものとみなされた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
69①	特例民法法人の合併の認可	通達・訓令等
69⑤	合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書及び意見書の送付	通達・訓令等
72②	特例民法法人の合併登記後の届出の受理	通達・訓令等
92	最初の評議員の選任に係る定めめの認可	通達・訓令等
96①	特例民法法人に対する必要な措置に係る命令	通達・訓令等
96②	特例民法法人に対する解散命令	通達・訓令等
96③	官報掲載	通達・訓令等
97	解散命令を行った特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
104②	公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する行政庁による意見聴取への回答	通達・訓令等
105	公益社団法人及び公益財団法人の認定及び不認定の通知の受理	通達・訓令等
106②	特例民法法人の解散の登記及び公益社団法人及び公益財団法人の設立の登記をした旨の届出の受理	通達・訓令等
108②	公益社団法人及び公益財団法人の認定後の行政庁への事務の引継ぎ	通達・訓令等
109②	公益認定に関する登記を怠ることによる認定の取消しの通知の受理	通達・訓令等
109⑤	移行期間満了の日後に認定取消処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
110②	移行期間満了の日後に認定しない処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
120④	一般社団法人及び一般財団法人の認可に関する行政庁による意見聴取への回答	通達・訓令等
120⑤	一般社団法人及び一般財団法人の認可及び不認可の通知の受理	通達・訓令等
<106②>	特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人及び一般財団法人の設立の登記をした旨の届出の受理※121①において準用	通達・訓令等
<110②>	移行期間満了の日後に認可しない処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託※121②において準用	通達・訓令等
<109②>	認可に関する登記を怠ることによる認可の取消しの通知の受理 ※131③において準用	通達・訓令等
<109⑤>	移行期間満了の日後に認可取消処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託※131⑤において準用	通達・訓令等

民法(M29法89)
 ※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前の民法(整備法第95条においてなお従前の例によることとされた特例民法法人の監督)

法律名:

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
38②	定款の変更の認可	通達・訓令等
67②	公益法人への命令	通達・訓令等
67③	公益法人の検査	通達・訓令等
72	残余財産の処分の認可	通達・訓令等
77①	解散登記の届出の受理	通達・訓令等
77②	精算人の登記の届出の受理	通達・訓令等
83	清算終了の届出の受理	通達・訓令等
84の2②	都道府県の執行機関への指示	通達・訓令等
84の2③	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の作成	通達・訓令等
84の2④	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の告示	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(54) 法律名：犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
13	報告	法20⑩ 令27①～③
14①	立入検査	法20⑩ 令27①～③
15	指導、助言、勧告等	法20⑩ 令27①
16	是正命令	法20⑩ 令27①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(55) 法律名: 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(H19法39)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4②	地域産業資源の内容の指定	法18 規則3①	法定		事後報告
6①②④⑤	地域産業資源活用事業計画の認定	法18 規則3①	法定	○	事後報告
7	地域産業資源活用事業計画の変更等	法18 規則3①	法定	○	事後報告
16	認定地域産業資源活用事業を行う者に対する報告の徴収	法18 規則3①	法定	○	事後報告

I-(56) 法律名：統計法(H19法53)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布)	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (期日に従った経済産業大臣への調査票の提出)	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の統計調査員の設置に係る事務	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (保存期間に従った調査票の保存)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (ファイルへの記録により提出された調査票の受理)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査の実施に係る事務 (ファイルの整理・審査による経済産業大臣への調査票の提出)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (保存期間に従った調査票の保存)	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(57) 法律名：株式会社日本政策金融公庫法(H19法57)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
17②	指定の公示	法60⑤ 令33①②
24	監督命令	法60⑤ 令33①②
25①	業務の休廃止	法60⑤ 令33①②
59④②	報告及び検査	法60⑤ 令33①～④

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(58) 法律名: 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(H20法33)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
12①	経済産業大臣の認定(非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例の適用の前提となるもの)	法16 規則19①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(59) 法律名: 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(H20法38)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①③	農商工等連携事業計画の認定	法20 命令5⑤	法定	○	事後報告
<4③>	農商工等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用	法20 命令5⑤	法定	○	事後報告
5①~③	農商工等連携事業計画の変更等	法20 命令5⑤	法定	○	事後報告
18①	認定農商工等連携事業者に対する報告の徴収	法20 命令5⑤	法定	○	事後報告
6①③	農商工等連携支援事業計画の認定	法20 省令4②	法定	○	事後報告
<6③>	農商工等連携支援事業計画の変更の認定 ※7③において準用	法20 省令4②	法定	○	事後報告
7①②	農商工等連携支援事業計画の変更等	法20 省令4②	法定	○	事後報告
18②	認定農商工等連携支援事業者に対する報告の徴収	法20 省令4②	法定	○	事後報告

I—(60) 法律名: 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (H21法80)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①③④	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の認定	法14 規則8①	法定	○	事後報告
<4③④>	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更の認定 ※法5④において準用	法14 規則8①	法定	○	事後報告
5①～③	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更等	法14 規則8①	法定	○	事後報告
13①	認定商店街活性化事業者に対する報告の徴収	法14 規則8①	法定	○	事後報告
6①③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の認定	法14 規則8②	法定	○	事後報告
<6③>	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更の認定 ※法7④において準用	法14 規則8②	法定	○	事後報告
7①～③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更等	法14 規則8②	法定	○	事後報告
13②	認定商店街活性化支援事業者に対する報告徴収	法14 規則8②	法定	○	事後報告

I－(61) 法律名：東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律(H23法29)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
39①	東日本大震災の被災者等が震災による滅失建物等に代替する建物等を取得した場合の登録免許税免税措置に係る被災代替建物であることの証明	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(62) 法律名：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(H23法108)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
6②	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定に係る業務	通達・訓令等
6④	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の変更に係る業務	通達・訓令等
6⑤	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の軽微な変更の届出の受理に係る業務	通達・訓令等
6⑥	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の取消しに係る業務	通達・訓令等
17①	賦課金の特例に係る事業所の認定に係る業務	通達・訓令等
17⑤、⑥	賦課金の特例に係る事業所の認定の取消しに係る業務	通達・訓令等
40①、②	上記に係る報告徴収及び立入検査に係る業務	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

II 地方整備局

移譲対象出先機関実施事務等

—目次—

Ⅱ. 地方整備局関係（88法律）

(1) 砂防法（明治三十年法律第二十九号）	…1
(2) 運河法（大正二年法律第十六号）	…2
(3) 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）	…3
(4) 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）	…4
(5) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）	…5
(6) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）	…7
(7) 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）	…9
(8) 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）	…10
(9) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）	…11
(10) 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	…13
(11) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	…14
(12) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）	…16
(13) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）	…17
(14) 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）	…18
(15) 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）	…19
(16) 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	…21
(17) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）	…22
(18) 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）	…27
(19) 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）	…30
(20) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）	…31
(21) 海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）	…33
(22) 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）	…35
(23) 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）	…36
(24) 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）	…38
(25) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）	…39
(26) 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）	…40
(27) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	…41
(28) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 （昭和三十三年法律第九十八号）	…43
(29) 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）	…45
(30) 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）	…46
(31) 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）	…47
(32) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）	…48
(33) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 （昭和三十九年法律第百四十五号）	…50
(34) 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）	…52
(35) 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）	…56

(36) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）	…57
(37) 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百号）	…58
(38) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百号）	…59
(39) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三号）	…61
(40) 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）	…62
(41) 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）	…63
(42) 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	…64
(43) 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）	…66
(44) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）	…67
(45) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	…68
(46) 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）	…69
(47) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 （昭和五十年法律第六十七号）	…70
(48) 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）	…71
(49) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）	…72
(50) 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）	…74
(51) 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	…75
(52) 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）	…76
(53) 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）	…77
(54) 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法 （昭和六十三年法律第四十七号）	…78
(55) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）	…79
(56) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 （平成四年法律第六十二号）	…80
(57) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）	…81
(58) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）	…82
(59) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 （平成九年法律第四十九号）	…83
(60) 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）	…85
(61) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）	…86
(62) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）	…87
(63) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	…88
(64) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 （平成十一年法律第三百三十一号）	…89
(65) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （平成十二年法律第五十七号）	…90
(66) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）	…91
(67) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）	…92
(68) 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）	…93
(69) マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	…94

(70) 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）	…95
(71) 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）	…96
(72) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 （平成十六年法律第三十一号）	…97
(73) 景観法（平成十六年法律第百十号）	…99
(74) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）	…100
(75) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）	…101
(76) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 （平成十八年法律第五十号）	…102
(77) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （平成十八年法律第九十一号）	…104
(78) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）	…106
(79) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 （平成十九年法律第三十九号）	…107
(80) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）	…108
(81) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）	…109
(82) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 （平成二十年法律第三十八号）	…110
(83) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点 施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）	…111
(84) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の 利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）	…112
(85) 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国 等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）	…113
(86) 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）	…123
(87) 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）	…124
(88) 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	…125

II-(1) 法律名：砂防法(M30法29)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4②	指定土地における一定の行為の禁止・制限	職権省令Ⅰ
6②	砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示(砂防設備により特に利益を受ける地方公共団体が2以上の地方整備局の管轄区域にわたる場合を除く)	職権省令Ⅱ
7	都道府県の管内の公共団体の行政庁に対する砂防工事の施行又は砂防設備の維持をなすことの指示 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
8	他の工事等の行為により砂防工事を施行する必要が生じた場合の工事施行又は砂防設備の維持をなすことの指示 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
11の2①	砂防設備台帳の調製、保管 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
22	土地・森林所有者に対する土石、砂礫等の供給命令 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
23	指定土地等への立入、障害物の除却等 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
18②	費用の追徴	職権省令Ⅳ
29	許可の取消、効力の停止、条件変更、設備変更、原形回復命令等	職権省令Ⅴ
30	更正命令等	職権省令Ⅵ
36	法令による義務の履行命令	職権省令Ⅵ
37	保証金の納付目的又は過料への充用	職権省令Ⅵ
38	私人が負担する費用等の徴収	職権省令Ⅵ
39	職権の行政処分による強制	職権省令Ⅵ
32①	砂防行政についての行政庁への指示(都道府県等)	職権省令Ⅶ
6①	砂防設備の直轄による管理、工事の施行、維持	通達・訓令等
15	直轄工事に要する費用の受益市町村への費用の分担	通達・訓令等
16	原因行為者への費用の分担	通達・訓令等
17	直轄工事に要する費用の受益都道府県への費用の分担	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

II-(2) 法律名：運河法(T2法16)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
1	運河の開設の免許(*)	規則22
2①	工事設計の認可の申請期限の指定(*)	規則22
3②	運河の接続に係る設備共用命令等	規則22
8①	事業の報告の徴収等	規則22
9	運河の維持修繕命令等	規則22
17	免許の取消(*)	規則22

(*)2以上の地方整備局の管轄区域にまたがる運河に関するもの以外のものを地方整備局長へ委任。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(3) 法律名：公有水面埋立法(T10法57)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
23②	都道府県知事が埋立工事用でない工作物設置の許可をする際に報告を受けること	規則17
27③	都道府県知事が埋立地の所有権移転等の許可をする際に協議を受けること	規則17
29③	都道府県知事が埋立地の用途変更の許可をする際に協議を受けること	規則17
33②	都道府県知事から違反事実の更生の命令をするときの報告を受けること	規則17
47①	都道府県知事の職権に属する事項(埋立免許)に関する認可 (①50haを超える埋め立て及び②2以上の地方整備局の管轄区域にわたる埋立て等を除く)	規則17

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(4) 法律名：公益信託ニ関スル法律(T11法62)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
2①	公益信託の引受けの許可	政令2① (*)
3	公益信託の監督	政令2① (*)
4①	公益信託の検査、処分命令	政令2① (*)
5①	公益信託の変更命令	政令2① (*)
6	公益信託の変更、併合、分割の許可	政令2① (*)
7	受託者の任務を辞する許可	政令2① (*)
8	信託法に規定する裁判所の権限に関する事務	政令2① (*)
9	公益信託終了時に帰属権利者がいない場合の信託の継続	政令2① (*)

(*)公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(5) 法律名：建設業法(S24法100)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3①	建設業の許可等	規則29
3の2①	建設業の許可の条件及び変更	規則29
5	許可申請書の受理	規則29
7	経営業務管理責任者の認定・営業所専任技術者の認定	規則29
11①～⑤	営業所の所在地等の変更の届出(一般建設業)	規則29
12	建設業者の廃業等の届出(一般建設業)	規則29
13	提出書類の閲覧(一般建設業)	規則29
15	特定建設業許可における営業所の専任技術者の認定	規則29
<5>	特定建設業者に係る建設業の許可の申請等 ※17において準用	規則29
<11①～⑤>	特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出 ※17において準用	規則29
<12>	特定建設業者に係る建設業者の廃業等の届出 ※17において準用	規則29
<13>	特定建設業者に係る提出書類の閲覧 ※17において準用	規則29
19の5	発注者に対する勧告	規則29
24の6③	下請負人に対する特定建設業者の指導等に係る通報を受けること	規則29
25の27②	建設業者の施工技術の確保に資するための措置	規則29
27③	技術検定合格証明書の交付等	規則29
27の26①②④	経営規模等評価	規則29
27の27	申請者に対する経営規模等評価の結果の通知	規則29
27の28	経営規模等評価の再審査の申立の受理	規則29
27の29①②③	申請者に対する総合評定値の通知	規則29
27の37	建設業者団体の届出	規則29
27の38	建設業者団体に対する報告徴求	規則29

II-(5) 法律名：建設業法(S24法100)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
28①③⑦	建設業者への指示及び営業の停止等	規則29
28⑥	都道府県知事が建設業者へ処分をおこなったときの報告を受けること	規則29
29①②、29の2①	建設業者の許可の取り消し	規則29
29の3③	建設工事の施工の差止め命令	規則29
29の4①②	新たに営業を開始することの禁止	規則29
29の5②③④	建設業者監督処分簿の備付け等	規則29
30①	建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること	規則29
31①	報告徴収・立入検査	規則29
41①	建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告	規則29
41②③	立替払等の勧告	規則29
42①②、42の2④	公正取引委員会への措置請求等	規則29

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(6) 法律名：中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9の2⑦	組合員の福利厚生に関する共済事業を行う事業協同組合等が他の事業を行うことの承認(*)	令34①
9の2の3①②	事業協同組合等が組合員以外の者に所有する施設を用いて行っている事業を利用させることができることの認可等(*)	令34①
9の6の2①④	事業協同組合等の共済規程の認可等(*)	令34①
<9の6の2①④>	協同組合連合会の共済規程の認可等(*) ※9の9⑤において準用	令34①
9の7の5①	共済事業を行う事業協同組合等に対する保険業法の準用(立入検査、業務改善命令等) (*)	令34①
<9の7の5①>	共済事業を行う協同組合連合会に対する保険業法の準用(立入検査、業務改善命令等) (*) ※9の9⑤において準用	令34①
9の9④	共済事業を行う一定規模以上の会員数の協同組合連合会が他の事業を行うことの承認(*)	令34①
27の2①	事業協同組合等の設立の認可(*)	令34①
35の2	組合の役員の変更の届出を受けること(*)	令34①
48	組合員が総会を招集することの承認(*)	令34①
51②	定款の変更の認可(*)	令34①
57の5	共済事業を行う組合等の余裕金運用の制限に関する認可(*)	令34①
58の7②③	共済計理人から理事会に提出した意見書写しの提出を受けること等(*)	令34①
58の8	組合に対し共済計理人の解任を命ずること(*)	令34①
62②④	組合の解散の届出等(*)	令34①
66①	組合の合併の認可(*)	令34①
96⑤	組合の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと(*)	令34①
104①②	組合の運営が著しく不当であると思料する組合員等からの不服の申出を受けること等(*)	令34①
105①②	組合員から組合に対する検査の請求を受けること等(*)	令34①
105の2①②	組合から決算関係書類の提出を受けること(*)	令34①

Ⅱ－(6) 法律名：中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
105の3①～④	組合に対する報告の徴収(*)	令34①
105の4①～④	組合に対する立入検査(*)	令34①
106①～③	組合に対する法令等違反に係る措置命令等(*)	令34①
106の2①②④⑤	共済事業を行う組合に対する措置命令等(*)	令34①
106の3	共済事業を行う組合からの共済代理店の設置等の届出を受けること(*)	令34①

(*)全国を地区とするものを除く。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(7) 法律名：測量法(S24法188)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
55の2	測量業者の登録申請書の提出を受けること	規則19
55の5①②	測量業者登録簿への登録等	規則19
55の6①②	測量業者登録の拒否等	規則19
55の7①②	測量業者の登録事項の変更登録申請を受けること	規則19
<55の5①②>	測量業者登録簿への変更登録等 ※55の7③において準用	規則19
<55の6①②>	測量業者の変更登録の拒否等 ※55の7③において準用	規則19
55の8①②	測量業者から営業経歴書等の提出を受けること	規則19
55の9①②	測量業者から廃業等の届出を受けること	規則19
55の10①	測量業者登録簿からの登録の消除	規則19
<55の6②>	測量業者登録簿からの登録の消除の通知 ※55の10②において準用	規則19
55の12①	測量業者登録簿を閲覧に供すること	規則19
55の12②③	測量業者の登録等の書類の写し等を都道府県知事に送付等すること	規則19
56の6	測量業者への助言	規則19
57①②	測量業者の登録の取消し、営業の停止	規則19
<55の6②>	測量業者の登録を取り消した場合等の通知 ※57③において準用	規則19
57の2①②	測量業者の登録の取消しに係る聴取を行う場合及び営業の停止命令に係る弁明の機会の付与を行う場合には参考人の意見を聴くこと	規則19
57の3①	測量業を営む者に対する報告徴収、立入検査	規則19

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(8) 法律名：水防法(S24法193)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
7③	二以上の都府県に関係する水防計画について、関係都府県知事から報告を受けること	規則5
10①	洪水のおそれがあるときの気象庁長官の通知の受理	規則5
10②	国交大臣が指定した河川等に洪水のおそれがあるときの関係都道府県への通知等 ※河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5
13①	国交大臣が指定した河川の水位情報の関係都道府県への通知等 ※河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5
14①③	国交大臣が指定した河川の浸水想定区域の指定及び関係市町村への通知	規則5
16①②④	国交大臣が指定した河川等の水防警報を行うこと及び関係都道府県への通知 ※16条1項について、河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5
27②	水防上緊急を要する通信のための電気通信設備の優先的利用	規則5
40	水防協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言	規則5
47①	報告徴収(都道府県)	規則5
47①	報告徴収(水防管理団体)	規則5
48	勧告・助言(都道府県)	規則5
48	勧告・助言(水防管理団体)	規則5

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(9) 法律名： 建築基準法(S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
6の2①、7の2①	建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定(*)	省令80	自治		
77の18③	指定確認検査機関指定時に特定行政庁の意見を聴くこと(*)	省令80	自治		
77の20、77の21①～③	指定確認検査機関の指定、指定の公示、名称等の変更の届出受理等(*)	省令80	自治		
77の22①②④	指定確認検査機関の業務区域の増加等の認可等(*)	省令80	自治		
<77の18③、77の20>	指定確認検査機関の業務区域増加認可時に特定行政庁の意見を聴くこと等(*) ※77の22③において準用	省令80	自治		
77の23①	指定確認検査機関の指定の更新(*)	省令80	自治		
<77の18③、77の20>	指定確認検査機関指定更新時に特定行政庁の意見を聴くこと(*) ※77の23②において準用	省令80	自治		
77の24③④	確認検査員の選任又は解任の届出受理等(*)	省令80	自治		
77の27①③	確認検査業務規程の認可、変更命令等(*)	省令80	自治		
77の30①②	確認検査機関に対する監督命令(*)	省令80	自治		
77の31①③④	確認検査機関に対する報告徴収・立入検査等(*)	省令80	自治		
77の33	指定確認検査機関に対する配慮(*)	省令80	自治		
77の34①③	確認検査業務の休止又は廃止の届出受理等(*)	省令80	自治		
77の35①～③	指定確認検査機関の指定の取消し等(*)	省令80	自治		
<6の2①>	指定確認検査機関の指定(*) ※87①において準用	省令80	自治		
<6の2①、7の2①>	指定確認検査機関の指定(*) ※87の2①において準用	省令80	自治		
<6の2①、7の2①>	指定確認検査機関の指定(*) ※88①②において準用	省令80	自治		

(*)確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任。

Ⅱ－(9) 法律名：建築基準法(S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9の3①②	特定行政庁の命令に係る国交大臣への通知の受理及び必要な措置の通知	規則12
14①②	勧告、助言又は援助	規則12
16	必要な報告等	規則12
17②④⑨⑩	特定行政庁(都道府県知事)に対する指示等	規則12
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(市町村)への承認	規則12
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(都道府県)への承認	規則12
68の2⑤	用途地域の制限緩和に係る市町村への承認	規則12
77の58①②、77の60	建築基準適合判定資格者の登録	規則12
77の61	建築基準適合判定資格者の死亡等の届出受理	規則12
77の62①②③	建築基準適合判定資格者の登録の消除等	規則12
77の65	手数料の納付	規則12
85の3	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市町村への承認	規則12

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(10) 法律名：建築士法(S25法202)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5②	一級建築士免許の交付	規則24 I
5の2①②	一級建築士の住所等の届出の受理	規則24 II
8の2	一級建築士の死亡等の届出の受理	規則24 II の II
10①～③	一級建築士に対する戒告、聴聞、参考人の意見を聴くこと	規則24 III
10の2③④	構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等	規則24 IV

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(11) 法律名：港湾法(S25法218)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
43の6	開発保全航路の開発等	令22① I
<55の2>	他人の土地への立入等(開発保全航路に関する工事) ※43の7において準用	令22① I
<55の4>	開発保全航路に関する工事によって損失を受けた者に対する損失補償 ※43の7において準用	令22① I
<55の5>	開発保全航路に関する工事に伴う工事の費用の補償 ※43の7において準用	令22① I
43の8②	開発保全航路内の占用許可等	令22① I
<37③>	国又は地方公共団体の開発保全航路内の占用等に係る協議 ※43の8④において準用	令22① I
<43の2>	他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担 ※43の9②において準用	令22① I
<43の3①>	開発保全航路に関する工事の必要を生じさせた者に費用を負担させること ※43の9②において準用	令22① I
<43の4①>	開発保全航路に関する工事によって利益を受ける者に費用を負担させること ※43の9②において準用	令22① I
43の10において 準用する企業合 理化促進法8①②	事業者の申請による開発保全航路に関する工事の施行等	令22① I
56の6①②③	開発保全航路の開発等に係る負担金の強制徴収等	令22① I
46①	国が負担した港湾施設の譲渡等の認可	令22① II
58③	埋立の目的以外の用途使用等に係る協議	令22① III
56の4①～⑦⑨	監督処分	令22②
56の5①③④	報告の徴収等(開発保全航路の水域の占用等の許可を受けた者に対する事務)	令22②
56の5②～④	報告の徴収等(港湾運営会社に対する事務)	令22②
52①	国土交通大臣による港湾工事の施行	通達・訓令等
55の2	国土交通大臣が行う港湾工事に伴う調査又は測量を行うための他人の土地への立入	通達・訓令等
53	国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた土地又は工作物の港湾管理者への譲渡	通達・訓令等

Ⅱ－(11) 法律名：港湾法(S25法218)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
54	国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設の港湾管理者への貸付け又は管理委託	通達・訓令等
54の2①	港湾管理者が設立された場合の、国の所有又は管理に属する港湾施設の港湾管理者への譲渡、貸付け又は管理委託	通達・訓令等
55①	国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設の港湾運営会社への貸付け	通達・訓令等
55の4	国土交通大臣が行う港湾工事により損失を受けた者に対する損失補償	通達・訓令等
55の5	国土交通大臣が行う港湾工事に伴う工事の費用の補償	通達・訓令等
55の3の2①⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾広域防災区域内において、国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実施のために必要なもの(港湾広域防災施設)の管理 ・広域災害応急対策実施のための、港湾広域防災区域内における他人の土地の一時使用等 	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(12) 法律名：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(S26法97)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
7	公共土木施設の災害復旧事業費の決定	令15②

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(13) 法律名：官公庁施設の建設等に関する法律(S26法181)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
8①	庁舎が保安上又は防火上危険であると認める場合の各省各庁の長に対する措置の勧告	規則3
13①②	関係国家機関に対する建築物の位置、規模及び構造並びに保全に関する勧告等	規則3
13③	建築物の保全に関する実地指導	規則3

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(14) 法律名：公営住宅法(S26法193)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
11①②	補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知	規則24①
37①	公営住宅等の用途廃止の承認	規則24②
44①③	公営住宅等の譲渡及び用途廃止の承認	規則24③
45①②	社会福祉法人等による公営住宅の使用等の承認	規則24④
46①	他の地方公共団体への譲渡の承認	規則24⑤
49①	事業主体に対して報告させ、又は実地検査をさせること	規則24⑥
50	国の補助金の返還命令等	規則24⑦
51 I	厚生労働大臣との協議(補助金の交付決定)	規則24⑧
51 II III	厚生労働大臣との協議(譲渡の承認等)	規則24⑨

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ-(15) 法律名：土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
18①	事業認定申請書の提出を受けること	規則26
19①②	事業認定申請書の欠陥の補正及び却下	規則26
20	事業の認定	規則26
21①②	土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取	規則26
22	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取	規則26
23①②	事業認定に係る公聴会の開催	規則26
24①③	事業認定申請書の送付等	規則26
25②	利害関係人の意見書の送付を受けること等	規則26
25の2①	社会資本整備審議会等の意見の聴取	規則26
26①③	事業の認定の告示	規則26
26②	事業の認定の告示(都道府県知事から事業認定の告示の報告を受けること)	規則26
26の2①	事業の認定をした旨の通知	規則26
27①～④⑥⑦	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分	規則26
28	事業の認定の拒否	規則26
30②③	事業の廃止又は変更の報告を受けること	規則26
32①②	手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等	規則26
33	手続の保留の告示	規則26
125①	事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること	規則26
131の2	事業の認定の手続の省略	規則26
<18①>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の提出を受けること ※138において準用	規則26
<19①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の欠陥の補正及び却下 ※138において準用	規則26
<20>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定 ※138において準用	規則26
<21①②>	権利、物件及び土砂石れき等の管理者及び関係行政機関の意見の聴取 ※138において準用	規則26

Ⅱ－(15) 法律名：土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<22>	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取 ※138において準用	規則26
<23①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定に係る公聴会の開催 ※138において準用	規則26
<24①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の送付等 ※138において準用	規則26
<25②>	利害関係人の意見書の送付を受けること等 ※138において準用	規則26
<25の2①>	社会資本整備審議会等の意見の聴取 ※138において準用	規則26
<26①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示 ※138において準用	規則26
<26②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示(都道府県知事から報告を受けること) ※138において準用	規則26
<26の2①>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定をした旨の通知 ※138において準用	規則26
<27①～④⑥⑦>	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分 ※138において準用	規則26
<28>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の拒否 ※138において準用	規則26
<30②③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の廃止又は変更の報告を受けること ※138において準用	規則26
<32①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等	規則26
<33>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の告示 ※138において準用	規則26
<125①>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること ※138において準用	規則26
<131の2>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の手続の省略 ※138において準用	規則26

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ-(16) 法律名：宅地建物取引業法(S27法176)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3①③	宅地建物取引業の免許及び免許の更新等	規則32①
3の2①	免許に条件を付し、及びこれを変更すること	規則32①
4①	免許申請書の受理	規則32①
6	免許証の交付	規則32①
8①②	宅地建物取引業者名簿への登載	規則32①
9	免許申請事項の変更の届出受理	規則32①
10	宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供すること	規則32①
11①	廃業等の届出受理	規則32①
25④⑥⑦	営業保証金供託済の届出、催告、免許取消	規則32①
<25④>	事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出 ※26②において準用	規則32①
<25④>	宅地建物取引業保証協会の弁済業務保証金供託済の届出 ※64の7③において準用	規則32①
<25④>	社員の地位を失った場合の営業保証金供託済の届出 ※64の15において準用	規則32①
<25④>	宅地建物取引業保証協会の指定の取消し等の場合の営業保証金供託済の届出 ※64の23において準用	規則32①
28②	営業保証金の不足額の供託の届出	規則32①
50②	業務を行う場所の届出	規則32①
64の4②	宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告	規則32①
65①②	宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止(*)	規則32①
66①②	宅地建物取引業者の免許の取消し	規則32①
67①	宅地建物取引業者の公告及び免許の取消し	規則32①
69①②	聴聞を行うこと(*)	規則32①
70①③	監督処分公告、報告徴収(*)	規則32①
71	宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告(*)	規則32①
72①②	宅地建物取引業者に対する報告徴収、立入検査(*)	規則32①

(*)支店等に関するものについては、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長も当該権限を行使することができる。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
75⑥	路線認定の協議に係る裁定等	令39②
<75⑥>	境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る協議の裁定 ※13⑤において準用	令39②
13③	都道府県に代わって災害復旧工事を行うこと(指定区間外の国道)	令39②
19②③	境界地の管理の方法の協議に係る裁定	令39②
19の2②③	共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定	令39②
20②	兼用工作物の管理の方法の協議に係る裁定	令39②
25③④	橋等の料金徴収に関する届出等	令39②
26①②③④	橋等に係る検査、措置要求、報告徴収等	令39②
<19②>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定 ※54②において準用	令39②
<7⑥>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定等 ※54②において準用する19②において準用	令39②
<19の2②>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定 ※54の2②において準用	令39②
<7⑥>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等 ※54の2③において準用する19②において準用	令39②
74	国道新設等の認可	令39②
75①	道路管理者に対する措置等の指示 (指定区間外の国道)	令39②
75② I ③ I	道路管理者に対する処分等の指示 (都道府県道等)	令39②
75② II ③ II	道路管理者に対する処分等の要求 (都道府県道等)	令39②
76	道路管理者からの報告の受理	令39②
77①②	道路に関する調査	令39②
78	道路行政等に対する勧告等	令39②
79①	社会資本整備審議会への諮問	令39②
<75①>	道路予定区域の道路管理者に対する措置等の指示 (指定区間外の国道) ※91②において準用	令39②
<75② I ③ I >	道路予定区域の道路管理者に対する処分等の指示 (都道府県道等) ※91②において準用	令39②

Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<75②Ⅱ③Ⅱ>	道路予定区域の道路管理者に対する処分等の要求 (都道府県道等) ※91②において準用	令39②
	【道路管理者としての権限】	
12	国道の改築等	令39①
13①	指定区間内の国道の維持・修繕	令39①
18①②	国道の区域決定、供用開始等に係る公示(*1)	令39①
19の2①⑤	共用管理施設の管理に係る協議等(*1)	令39①
20①②⑥	兼用工作物の管理に係る協議等(*1)	令39①
21	他の工作物の管理者に対する工事施行命令等(*1)	令39①
22①	工事原因者に対する工事施行命令等(*1)	令39①
23①	附帯工事の施工(*1)	令39①
24	道路管理者以外の者の行う工事に係る承認(*1)	令39①
24の2①③	駐車場に係る駐車料金の徴収等(*2)	令39①
24の3	駐車場に係る駐車料金等の表示	令39①
28①③	道路台帳の調製等	令39①
32①～⑤、34、35、 36①②	道路占用の許可等(*1)	令39①
37①～③	道路の占用の禁止等	令39①
38①②	道路の占有に関する工事の施工等(*1)	令39①
39①	占用料の徴収等(*2)	令39①
40②	原状回復の指示(*1)	令39①
42①	道路の維持又は修繕	令39①
43の2	車両の積載物の落下等の予防措置等(*1)	令39①
44①②④	損害予防のための区域の指定等	令39①
44の2①～⑤⑦	違法放置物件に対する措置等(*1)	令39①

Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
45①	道路標識等の設置(*1)	令39①
46①③	通行の禁止等(*1)	令39①
47③	限度をこえる車両の通行の禁止等(*1)	令39①
47の2①②⑤	限度をこえる車両の通行の許可等(*1)	令39①
47の2③	限度をこえる車両の通行の許可に係る手数料の徴収	令39①
47の3①②	車両の通行に関する措置(*1)	令39①
47の4①②	制限を行う場合の道路標識の設置	令39①
47の5①③～⑥	市町村による歩行安全改築の要請の受理等	令39①
47の7①②	道路一体建物に関する協定の締結等(*1)	令39①
47の10①③	道路保全立体区域の指定等	令39①
48②④	道路保全立体区域内の制限	令39①
48の2①②④	自動車専用道路の指定等	令39①
48の5①～④	自動車専用道路との連結許可	令39①
48の7①	自動車専用道路との連結に係る連結料の徴収	令39①
48の8②、48の9	連結許可に基づく地位承継の届出の受理等	令39①
48の10	連結許可等に条件を付すこと	令39①
48の11②	自動車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①
48の12	違反行為に対する措置	令39①
48の13①～⑤、 48の14①②	自転車専用道路の指定等	令39①
48の15④	自転車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①
48の16	違反行為に対する措置	令39①
48の17①	利便施設協定の締結等(*1)	令39①

Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
48の18①～③	利便施設協定の公告、縦覧等	令39①
54の2①	共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議等(*1)	令39①
55①②	兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①
58①	原因者負担金の徴収(*2)	令39①
59③	附帯工事に要する費用の徴収(*2)	令39①
60	他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の徴収(*2)	令39①
61①	受益者負担金の徴収(*2)	令39①
62	道路の占有に関する工事の費用負担(*2)	令39①
66①	他人の土地への立入等(*1)	令39①
67の2①～⑤	放置車両の移動等(*1)	令39①
68①②	災害時における土地の一時使用等(*1)	令39①
69①～③	損失の補償等(*1)	令39①
70①③④	道路の新設等に伴う損失補償(*1)	令39①
71①～⑤	監督処分(*1)	令39①
72①③	監督処分に伴う損失補償等	令39①
〈69②③〉	損失を受けたものとの協議等 ※72②において準用	令39①
73①～③	負担金等の強制徴収等	令39①
87①	許可等に条件を附すこと(*1)	令39①
91①	道路予定区域の行為許可等	令39①
〈32①～⑤、34、35、36①②〉	道路予定区域の占用の許可等(*1) ※91②において準用	令39①
〈37①～③〉	道路予定区域の占用の禁止等 ※91②において準用	令39①
〈38①②〉	道路予定区域の占有に関する工事の施工等(*1) ※91②において準用	令39①

Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<39①>	道路予定区域の占用料の徴収等 ※91②において準用	令39①
<40②>	道路予定区域の原状回復の指示(*1) ※91②において準用	令39①
<44①②④>	道路予定区域の損害予防のための区域の指定等 ※91②において準用	令39①
<44の2①～⑤⑦>	道路予定区域の違法放置物件に対する措置等(*1) ※91②において準用	令39①
<47の10①③>	道路予定区域の道路保全立体区域の指定等 ※91②において準用	令39①
<48②④>	道路予定区域の道路保全立体区域内の制限 ※91②において準用	令39①
<71①～⑤>	道路予定区域の監督処分(*1) ※91②において準用	令39①
<72①③>	道路予定区域の監督処分に伴う損失補償等 ※91②において準用	令39①
<73①～③>	道路予定区域の負担金等の強制徴収 ※91②において準用	令39①
<87①>	道路予定区域の許可等に条件を附すこと ※91②において準用	令39①
<92①④>	道路予定区域の不用物件の交換等 ※91②において準用	令39①
<93>	道路予定区域の不用物件の使用の申出 ※91②において準用	令39①
91③、<69②③>	道路予定区域の行為許可に係る損失補償等 ※91④において準用	令39①
92①④	不用物件の交換等(*1)	令39①
93	不用物件の使用の申出(*1)	令39①
94①③	不用物件の返還	令39①
95の2①②	公安委員会との調整(*1)	令39①

(*1) 法第27条の規定により、国土交通大臣が指定区間外の国道の道路管理者に代わって行う権限及び法第88条の規定により道の区域内の道路の道路管理者に代わって行う権限も含む。

(*2) 法第88条の規定により、国土交通大臣が道の区域内の道路の道路管理者に代わって行う権限も含む。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(18) 法律名：土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3⑤	土地区画整理事業を施行すること等	規則24
3の3	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が土地区画整理事業を施行する必要があることを認めること	規則24
9③	都道府県知事から、個人施行の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24
21③	都道府県知事から、土地区画整理組合の設立認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24
39④	都道府県知事から、土地区画整理組合の定款変更等の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24
51の9③	都道府県知事から、土地区画整理会社が土地区画整理事業を施行する認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24
52①	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可	規則24
55⑧	・都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都道府県知事から、市町村施行の土地区画整理事業の認可をしたときに、当該土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24
55⑫	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の変更認可	規則24
70①	土地区画整理審議会を置くこと	規則24
<65>	評価員の選任等 ※71で準用	規則24
71の2①、71の3④⑥⑦⑧⑩	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則24
71の3⑭、〈71の3④⑥⑦⑧⑩〉	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの) ※71の3⑮において準用	規則24
72①	土地区画整理事業の施行の準備等に必要な場合、他人の占有する土地に測量及び調査のため立入ること等	規則24
73④	土地の立入等に伴う損失の程度を証するために必要な資料の作成	規則24
74	土地区画整理事業の施行の準備等のため、登記所等に対し無償で必要な簿書の閲覧等を求めること	規則24
75	都道府県知事等から土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助の請求を受けること	規則24
76①③④⑤	土地区画整理事業の施行地区内において土地の形質の変更等を行おうとする者に対する許可等	規則24
79①	事業施行のために必要な施設の設置のための土地の使用	規則24
80	仮換地等の指定後の従前の宅地における工事	規則24

Ⅱ－(18) 法律名：土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
81①②	標識の設置等	規則24
82①②	土地の分割又は合併の手続	規則24
83	登記所への届出	規則24
84①②	関係図書の備付け等	規則24
85①③④⑤	権利の申告の受理等	規則24
85の2①②⑤⑥⑦	住宅先行建設区への換地の申出の受理等	規則24
85の3①④⑤⑥⑦	市街地再開発事業区への換地の申出の受理等	規則24
85の4①②⑤⑥⑦	高度利用推進区への換地の申出の受理等	規則24
86①、87②③	換地計画の決定	規則24
88②③④⑤⑥⑦	換地計画の縦覧等	規則24
90①	換地不交付	規則24
91②	過小宅地の基準の設定	規則24
93①②④⑤	宅地の立体化等	規則24
95⑦	特別の宅地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24
96③	保留地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24
97③	換地計画の変更	規則24
98①②③	仮換地の指定等	規則24
99②	仮換地の効力発生日の通知	規則24
100①	使用収益の停止	規則24
100の2	仮換地に指定されない土地の管理	規則24
102①②	仮清算金の徴収・交付	規則24
103④	換地処分をした場合において、その旨を公告すること	規則24
106②③④	公共施設の管理の引継等	規則24

Ⅱ－(18) 法律名：土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
107①②	換地処分の登記所への通知等	規則24
108①②	保留地等の処分	規則24
109①②	減価補償金の交付等	規則24
110①③④⑤⑧	清算金の徴収・交付等	規則24
111①②	清算金等の相殺	規則24
112①	清算金の供託	規則24
114③④	権利の放棄による損失の補償の求償等	規則24
116④⑤	賃貸借契約の解除による損失の補償の求償等	規則24
117の2③④	住宅先行建設区に係る勧告等	規則24
119の2③	住宅供給公社と地方公共団体の費用負担協議の裁定	規則24
120①②	公共施設管理者への負担金の請求等	規則24
123①	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24
123②	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24
126①	都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対する是正要求	規則24
135①②	事業の施行により生じた工事の費用の負担等	規則24

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(19) 法律名：道路整備特別措置法(S31法7)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
10①、④～⑦	地方道路公社が行う一般国道等の新設等に係る許可等	規則17Ⅰ
11①、④～⑥	地方道路公社が行う料金の徴収の特例の許可等	規則17Ⅱ
15①、④～⑥	地方道路公社が行う一般国道等の維持等の特例の許可等	規則17Ⅲ
18②～④	有料道路管理者が行う道路の新設等に係る届出受理等	規則17Ⅳ
19②③	有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の届出受理等	規則17Ⅴ
20①	地方道路公社への資金の貸付(指定都市高速道路に係るものを除く)	規則17Ⅵ
21①⑤	地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の許可等	規則17Ⅶ
21④	有料道路管理者が行う道路の工事の廃止に係る届出受理	規則17Ⅷ
24③	地方道路公社又は有料道路管理者が定める料金徴収の対象等に係る認可	規則17Ⅸ
27①～④	都道府県若しくは市町村である道路管理者の行う工事又は地方道路公社が行う工事に係る検査等	規則17Ⅹ
27⑥	都道府県からの報告の徴収	規則17Ⅺ
38①	共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議【道路管理者としての権限】	規則17Ⅻ
38②、⑨③	地方道路公社又は地方公共団体が双方の当事者である費用負担の協議に係る裁定を行うこと ※38③において準用	規則17ⅩⅢ
46①	地方道路公社が管理する国道等に係る監督処分を行うこと	規則17ⅩⅣ
48①	地方道路公社に対し助言、勧告等を行うこと	規則17ⅩⅤ
50⑤	有料道路管理者が管理する道路の地方道路公社への引継ぎの許可をすること	規則17ⅩⅥ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(20) 法律名：都市公園法(S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
30①	都市公園の設置等に係る地方公共団体からの報告を受けること	令33
30②	都市公園の設置等に係る地方公共団体への報告徴求等	令33
31	都市公園の行政又は技術に関する勧告等	令33
	【公園管理者としての権限】	
2の2	都市公園の設置	令33
2の3	都市公園の管理	令33
5①②	公園施設の設置又は管理の許可等	令33
5の2①②	兼用工作物の管理	令33
5の3	公園管理者の権限の代行	令33
6①～③、7	都市公園の占用の許可等	令33
8	許可の条件を付すこと	令33
9	国の行う都市公園の占用の特例許可のための協議	令33
10②	原状回復等の指示	令33
12①	国の設置に係る都市公園における行為許可	令33
〈8〉	許可の条件を付すこと ※12②において準用	令33
12の6	兼用工作物の管理に要する費用の負担に係る協議	令33
13	都市公園の損傷等の原因者の負担	令33
14②	附帯工事に要する費用を負担させること	令33
16	都市公園の保存	令33
17①③	都市公園台帳の作成・保管等	令33
20	都市公園を立体区域とすること	令33

Ⅱ－(20) 法律名：都市公園法(S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
22①②	公園一体建物に関する協定	令33
25①③	公園保全立体区域の指定	令33
26②④	公園保全立体区域における行為の制限	令33
27①～⑦、⑩	都市公園における監督処分	令33
28①～④	監督処分に伴う損失の補償	令33
<2の3>	公園予定区域の管理 ※33④において準用	令33
<5①②>	予定公園施設の設置又は管理の許可等 ※33④において準用	令33
<6①～③、7>	公園予定区域の占用の許可等 ※33④において準用	令33
<8>	許可の条件を付すこと ※33④において準用	令33
<9>	国の行う公園予定区域の占用の特例許可のための協議 ※33④において準用	令33
<10②>	原状回復等の指示 ※33④において準用	令33
<12①>	国の設置に係る公園予定区域における行為許可 ※33④において準用	令33
<13>	公園予定区域の損傷等の原因者の負担 ※33④において準用	令33
<14②>	附帯工事に要する費用を負担させること ※33④において準用	令33
<25①③>	公園予定区域の公園保全立体区域の指定 ※33④において準用	令33
<26②④>	公園予定区域の公園保全立体区域における行為の制限 ※33④において準用	令33
<27①～⑦、⑩>	都市公園予定区域における監督処分 ※33④において準用	令33
<28①～④>	監督処分に伴う損失の補償 ※33④において準用	令33

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(21) 法律名：海岸法(S31法101)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
2①	砂浜の海岸保全施設指定(＊)	令14①
2の3④⑤	海岸保全施設の整備案の作成等(＊)	令14①
7①、8①	海岸保全区域占用等の許可(＊)	令14①
8の2①	行為の制限の対象となる区域等の指定(＊)	令14①
10②	国又は地方公共団体が占用等するときの協議(＊)	令14①
12①②	許可の取消し又は措置命令等(＊)	令14①
12③	措置を命ずべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行うこと等(＊)	令14①
12④⑤	除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物の保管等(＊)	令14①
12⑥⑦⑧	保管した施設等の売却及び代金の保管等(＊)	令14①
12の2①～③	処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等(＊)	令14①
13①②	海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画についての承認等(＊)	令14①
15	海岸保全施設が道路、水門、物揚場等の効用を兼ねるとき、当該他の工作物の管理者に工事施行等させること(＊)	令14①
16①	工事原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行させること(＊)	令14①
17①	必要が生じた附帯工事を海岸保全施設に関する工事とあわせて施行すること(＊)	令14①
18①	やむを得ない必要があるときの土地等の立入及び一時使用(＊)	令14①
18⑦、 12の2② ③)	立入又は一時使用により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等(＊) ※18⑧において準用	令14①
19	海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償(＊)	令14①
20①	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告徴収・立入検査(＊)	令14①
21①②	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する措置命令(＊)	令14①
21③、 12の2② ③)	措置命令により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等(＊) ※21④において準用	令14①

Ⅱ－(21) 法律名：海岸法(S31法101)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
22①	漁業権の取消の申請等(*)	令14①
22②<漁業法39⑦~⑮>	漁業権の取消等によって生じた当該漁業権者に対する損失補償(*) ※22③において準用	令14①
30	海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの管理費用負担に関する他の工作物の管理者との協議(*)	令14①
38の2	許可又は承認に、海岸の保全上必要な条件を付すること(*)	令14①
27②	国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関する海岸管理者からの協議に対する同意	令14①
37の2①	国土保全上極めて重要な海岸保全区域の管理	令14②
38	報告徴収(都道府県知事、市町村長及び海岸管理者)	令14①
6①	海岸保全施設の直轄工事	通達・訓令等
26②	直轄工事に要する費用の他の都府県への分担	通達・訓令等
26③	直轄工事に要する費用の他の都府県への分担に係る意見聴取	通達・訓令等

(*)法第6条第2項の規定により、海岸保全施設の新設等の工事の規模が著しく大きい場合等において、当該施設が国土保全上特に重要なものであると認め、主務大臣が自ら工事を施工するときに、主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限に限る。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(22) 法律名：特定多目的ダム法(S32法35)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
31①③	特定多目的ダムの操作規則を定めること等	規則10 I
32①	危険防止のために通知し、必要な措置をとること	規則10 II

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ-(23) 法律名：高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
6	高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、その他管理等	規則9
7①②	高速自動車国道の区域の決定及び供用の開始等	規則9
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9
8①④	兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定めること等	規則9
11の2①②⑤	高速自動車国道との連結許可	規則9
11の5②、11の6	連結許可等に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等	規則9
11の7	連結許可等に条件を付すこと	規則9
〈道路法71①～③〉	連結許可等に対する監督処分等 ※11の8において準用	規則9
13①②	特別沿道区域の指定	規則9
14②～⑥	特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等	規則9
15①②	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償	規則9
〈14⑤⑥〉	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等 ※15③において準用	規則9
〈13①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域の指定 ※16において準用	規則9
〈14②～⑥〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等 ※16において準用	規則9
〈15①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償 ※16において準用	規則9
17②	高速自動車国道の入口等への道路標識設置	規則9
18	高速自動車国道への立入等の違反行為者に対する措置命令	規則9
19①	道路監理員に処分違反者に対する措置命令権限を行わせること	規則9
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9
21①②	国及び都道府県の負担すべき兼用工作物の費用等に係る工作物管理者との協議・決定	規則9
〈8③〉	兼用工作物の管理者と協議して費用を定めること ※21③において準用	規則9

Ⅱ－(23) 法律名：高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
23①	道路に関する調査等	規則9
〈道路法95の2②〉	区画線を設ける場合等の公安委員会との調整 ※24の2において準用	規則9
25①	道路法の適用	規則9
	【道路管理者としての権限】	
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(24) 法律名：駐車場法(S32法106)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
4③④	駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、定めた際の通知を受けること	規則5 I

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(25) 法律名：中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5の7②	協業組合の事業の転換の認可	令12①
5の17①	協業組合の設立認可	令12①
5の22	中小企業等協同組合法の準用により公正取引委員会から措置請求を受けること	令12①
5の23	中小企業等協同組合法の準用により協業組合の役員の変更の届出を受けること等	令12①
95④、100の11	事業協同組合等の協業組合への組織変更の認可、事業協同組合等の株式会社への変更の届出	令12①
9	商工組合を設立する場合等であって、特別の地域を地区とすることの承認(*)	令12②
17の2①②	組合員以外の者に商工組合の事業を利用させることの認可(*)	令12②
<17の2①②>	組合員以外の者に商工組合連合会の事業を利用させることの認可(*) ※33において準用	令12②
42①～⑤	商工組合の設立認可(*)	令12②
47①～③	中小企業等協同組合法の組合の設立等についての規定の準用(*)	令12②
54	中小企業等協同組合法の組合の登記についての規定の準用(*)	令12②
69④	中小企業等協同組合法の解散の命令についての規定の準用(*)	令12②
71	中小企業等協同組合法の組合の監督についての規定の準用(*)	令12②
67、69①～③	商工組合等に対する措置又は解散の命令(*)	令12②
92	商工組合等に対する報告の徴収	令12②
93①	商工組合等に対する立入検査	令12②
96⑧	商工組合の事業協同組合への組織変更の届出(*)	令12②
<96⑤>	事業協同組合の商工組合への組織変更の認可(*) ※97②において準用	令12②

(*)その地区が全国であるものを除く。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(26) 法律名：地すべり等防止法(S33法30)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
11①②	地すべり防止工事に関する設計等の承認等	令17①
13	兼用工作物において地すべり防止工事を施行させること	令17①
14①	工事原因者に地すべり防止工事を施行させること	令17①
15①	地すべり防止工事の附帯工事の施行	令17①
16①	他人の占有する土地への立入等	令17①
18①	地すべり防止区域内の行為の許可等	令17①
20②	国又は地方公共団体の地すべり防止区域内の行為の協議	令17①
21①②	許可取り消し、措置命令等(21②Ⅲは除く)	令17①
22①	報告徴収、立入検査等	令17①
23①②	措置命令	令17①
33	兼用工作物の費用負担の協議	令17①
48①②	漁港管理者又は港湾管理者に対する協議	令17①
49	都道府県知事に対する報告徴収	令17②
10	地すべり防止の直轄工事の施行等	通達・訓令等
28③	直轄工事に要する費用の受益都府県への費用の分担	通達・訓令等
28④	直轄工事に要する費用の受益都府県への費用の分担に関する意見聴取	通達・訓令等
34①	原因者に地すべり防止工事の費用を負担させること	通達・訓令等
35③	附帯工事において原因者に地すべり防止工事の費用を負担させること	通達・訓令等
36①	受益者に地すべり防止工事の費用を負担させること	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(27) 法律名： 下水道法(S33法79)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
2の2⑦	流域別下水道整備総合計画に係る協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23Ⅰ	法定		協議指示
<2の2⑦>	流域別下水道整備総合計画の変更に係る協議(一の整備局の管内に係るものに限る。) ※2の2⑨において準用	規則23Ⅰ	法定		協議指示
2の2⑧	流域別下水道整備総合計画に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23Ⅰ	法定		
<2の2⑧>	流域別下水道整備総合計画の変更に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。) ※2の2⑨において準用	規則23Ⅰ	法定		
4②	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る協議	規則23Ⅱ	法定		協議指示
<4②>	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る協議 ※4⑥において準用	規則23Ⅱ	法定		協議指示
4③	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23Ⅱ	法定		
<4③>	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への意見聴取 ※4⑥において準用	規則23Ⅱ	法定		
4④	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る届出の受理	規則23Ⅲ	法定		
<4④>	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る届出の受理 ※4⑥において準用	規則23Ⅲ	法定		
4⑤	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への通知	規則23Ⅲ	法定		
<4⑤>	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への通知 ※4⑥において準用	規則23Ⅲ	法定		
25の3②	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る協議	規則23Ⅳ	法定		協議指示
<25の3②>	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る協議 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅳ	法定		協議指示
25の3④	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23Ⅳ	法定		
(25の3④)	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への意見聴取 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅳ	法定		
25の3⑤	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る届出の受理	規則23Ⅴ	法定		
<25の3⑤>	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る届出の受理 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅴ	法定		
25の3⑥	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への通知	規則23Ⅴ	法定		
<25の3⑥>	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への通知 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅴ	法定		
37①	指示(下水道管理者)	規則23Ⅵ	法定	○	

Ⅱ－(27) 法律名：下水道法(S33法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
37②	指示(都道府県知事)	規則23Ⅵ
39①	報告の徴収	規則23Ⅶ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(28) 法律名： 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(S33法98)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
18②	施行者(都県)から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること	省令15	法定		
28①	施行者(都県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	法定	○	
29①	施行者(都県)に対し報告等を求め、必要な勧告等を行うこと	省令15	法定	○	

Ⅱ－(28) 法律名：首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(S33法98)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画を定めるとき等)	省令15
〈3の2②〉	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に関する都市計画を定めるとき等) ※4②において準用	省令15

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(29) 法律名：住宅地区改良法(S35法84)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(市町村)	規則18
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(都道府県)	規則18
〈公営住宅法44①③、46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(市町村) ※29①において準用	規則18
〈公営住宅法44①③、46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(都道府県) ※29①において準用	規則18
32	市町村又は都道府県から、住宅地区改良事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助の求めを受けること	規則18
33①	市町村長(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18
33①	都道府県知事(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18
34	市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18
34	都道府県に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(市町村)	規則18
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(都道府県)	規則18

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(30) 法律名：共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
3②③	都道府県公安委員会の意見をきくこと (国交大臣の共同溝整備道路の指定に対し意見を述べるとき)	令9
5①④	関係公益事業者の意見を求めること等 (共同溝の建設について)	令9
6①	共同溝整備計画の作成	令9
7①～④	共同溝の占用予定者に意見書の提出を求めること等	令9
8	共同溝の建設廃止等	令9
11①②	共同溝管理規程を定めること等	令9
12①②、14①	共同溝の占用の許可	令9
17	共同溝の占用許可に基づく権利義務の譲渡の認可	令9
18①	公益物件敷設の届出を受けること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9
19	工事の中止等を命ずること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9
20①、21	共同溝に関する負担金の徴収	令9
<道路法73>	共同溝に関する負担金の強制徴収 ※25において準用	令9

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(31) 法律名： 新住宅市街地開発法(S38法134)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
22①	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が定めようとする処分計画の認可等	規則27	法定		
22②③	都道府県が定めようとする処分計画の同意等	規則27	法定		
40	新住宅市街地開発事業に関する技術的援助	規則27	法定	○	
41①	施行者である地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に対する監督	規則27	法定	○	
41②	施行者である都道府県に対する監督	規則27	法定	○	
41④	造成宅地等に関する権利の処分に係る知事がなした承認の取消等	規則27	法定		
42	施行者に対する報告の徴求、勧告等	規則27	法定	○	

Ⅱ－(32) 法律名：不動産の鑑定評価に関する法律(S38法152)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
23①	不動産鑑定業者の登録申請書の受理	規則42① I
24	不動産鑑定業者の登録	規則42① II
25	不動産鑑定業者の登録の拒否	規則42① III
<24>	不動産鑑定業者の変更登録 ※27④において準用	規則42① II
<25>	不動産鑑定業者の変更登録の拒否 ※27④において準用	規則42① III
26③	不動産鑑定業者の登録換えの通知	規則42① IV
27②	不動産鑑定業者の変更登録申請書の受理	規則42① V
28	事業実績概要書等の受理	規則42① VI
29①	廃業等の届出の受理	規則42① VII
30	不動産鑑定業者の登録の消除	規則42① VIII
31①②	不動産鑑定業者登録簿等の供覧等	規則42① IX
32②	登録申請手数料の徴収	規則42① X
41	不動産鑑定業者に対する監督処分(*1)登録の消除を除く。	規則42① XI
43①～③	不動産鑑定業者に対する聴聞等(*1)	規則42① XII
44	不動産鑑定業者に対する監督処分の公告(*1)	規則42① X III
45①	不動産鑑定業者に対する報告の徴求及び立入検査(*1)	規則42① X IV
46	不動産鑑定業者に対する助言及び勧告(*1)	規則42① X V
17①③	不動産鑑定士の登録等	規則43① I
18	不動産鑑定士の変更の登録	規則43① II
19①	不動産鑑定士の死亡等の届出の受理	規則43① III
20①	不動産鑑定士の登録の消除	規則43① IV

Ⅱ－(32) 法律名：不動産の鑑定評価に関する法律(S38法152)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
40①～③	不動産鑑定士に対する懲戒処分 (*2)40②のみ	規則43①V
42	不動産鑑定士が行った不当な鑑定評価等に対する措置要求の受理(*2)	規則43①VI
43①～③	不動産鑑定士に対する聴聞等(*2)	規則43①VII
43④	土地鑑定委員会への意見聴取(*2)	規則43①VIII
44	不動産鑑定士に対する懲戒処分の公告(*2)	規則43①IX
50	不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収及び助言等	規則43①X

(*1)従たる事務所に関するものについては、当該事務所の所在地を管轄する地方整備局長も当該権限を行使することができる。

(*2)不動産鑑定士の住所地を管轄する地方整備局長等以外であっても、自らの管轄する区域内で活動する不動産鑑定士に対して当該権限を行使することができる。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(33) 法律名： 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(S39法145)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
24②	施行者から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること(府県が施行)	省令15	法定		
38①	施行者(府県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	法定	○	
39①	施行者に対し報告等を求め、必要な勧告等を行うこと(府県が施行)	省令15	法定	○	

Ⅱ－(33) 法律名：近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(S39法145)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域について都市計画の決定等に同意しようとする場合)	省令15
〈5の2②〉	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業について都市計画の決定等に同意しようとする場合) ※6②において準用	省令15

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(34) 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53③ I
79①	指定区間内の一級河川の管理を都道府県が行おうとするときの認可	令53③ II
79②	都道府県知事が、管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意	令53③ III
	【河川管理者としての権限】	
6①Ⅲ	河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条1項に掲げる区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定	令53①
6②	高規格堤防特別区域の指定	令53①
6③	樹林帯区域の指定	令53①
6④	6条1項3号の区域、高規格堤防特別区域、樹林帯区域の指定等に係る公示	令53①
6⑤	6条1項3号の区域の指定に係る港湾管理者等への協議	令53①
6⑥	樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議	令53①
12①	河川台帳の調製、保管	令53①
14①②	ダム等の操作規則の制定	令53①
15	操作規則の制定等に係る他の河川管理者に対する協議	令53①
16の2①③～⑥	河川整備計画の制定	令53①
<16の2③～⑥>	河川整備計画の変更 ※16の2⑦において準用	令53①
16の3①	市町村長が工事を施行する際の協議	令53①
17①②	兼用工作物の工事等の協議	令53①
18	工事原因者の工事の施行等の指示	令53①
19	附帯工事の施行	令53①
20	河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認	令53①
21①③④	工事の施行に伴う損失の補償	令53①
22①～⑥	洪水時等における緊急措置	令53①

Ⅱ－(34) 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<22④⑤>	洪水時等における緊急措置に係る損失補償の協議 ※22の2⑥、57③、58の6③、76②、89⑨において準用	令53①
22の2①～③⑤	高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等	令53①
23、40①	流水の占用の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
24	河川区域内の土地の占用の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
25	河川区域内の土地における土石等の採取の許可	令53①
26①④⑤、40①	河川区域内の土地における工作物の新築等の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
27①⑤	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
28	竹木の流送等の許可	令53①
29①	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可	令53①
30①②	ダム等の工作物の完成検査	令53①
31①	工作物の用途廃止の届出	令53①
31②	原状回復命令	令53①
32④	流水占用、土地占用及び土石等採取の許可に係る都道府県知事への通知	令53①
33③	許可に基づく地位の承継の届出を受けること	令53①
34①	許可に基づく権利の譲渡に係る承認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
35①②	許可又は承認に係る関係行政機関の長との協議	令53①
36①⑤	許可又は承認に係る関係地方公共団体の長の意見の聴取	令53①
37	工作物に関する工事の施行	令53①
38	水利使用の申請があった場合の関係河川使用者への通知(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
39	関係河川使用者の意見の申出を受けること(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
40②	公益性が著しく大きい水利使用の許可に係る社会資本整備審議会の意見の聴取	令53①
42②～④	損失の補償に係る裁定(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①

Ⅱ－(34) 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
43①⑥	損失防止施設の設置に係る確認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
44①	ダム設置に係る河川の従前の機能の維持に係る措置に関する指示(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
46①	ダムの操作状況の通報を受けること	令53①
47①②④	ダムの操作規程の承認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
49	ダムの操作に関する記録の提出を求めること	令53①
50②	管理主任技術者の選任の届出を受けること	令53①
52	洪水調節のための指示	令53①
53①③	渇水時における水利使用の調整に関する必要な情報の提供	令53①
53の2①～③	渇水時における水利使用の特例の承認	令53①
54①④	河川保全区域の指定	令53①
54②	河川保全区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取	令53①
55①	河川保全区域における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
56①③	河川予定地の指定	令53①
57①②	河川予定地における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
58の2①②	河川立体区域の指定	令53①
58の3①④	河川保全立体区域の指定	令53①
58の3②	河川保全立体区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取	令53①
58の4①	河川保全立体区域における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
58の5①③	河川予定立体区域の指定	令53①
58の6①②	河川予定立体区域における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
63①②	他の都府県の費用の負担	令53①
66	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議	令53①

Ⅱ－(34) 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
67	原因者負担金の請求	令53①
68②	附帯工事に要する費用の請求	令53①
70①	受益者負担金の請求	令53①
70の2①②	特別水利使用者負担金の請求	令53①
74①②③⑤	負担金、流水占用料等の督促、強制徴収	令53①
75①～⑦	監督処分(許可・承認の取消し・変更等)(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
76①③	監督処分に伴う損失補償(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
77①	河川監理員の任命、権限行使	令53①
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53①
88	許可を受けたものとみなされるものからの届出を受けること	令53①
89①～③⑤⑥⑧	調査、工事等のための立入り等	令53①
90①	許可等に条件を付すこと(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
95	河川の使用等に関する国との協議	令53①
91①	廃川敷地等の管理	通達・訓令等
92	廃川敷地等の交換	通達・訓令等
99	地方公共団体への河川管理の委託	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(35) 法律名： 地方住宅供給公社法(S40法124)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
5②	定款の変更の認可 (地方公社)	規則36	法定		事後報告
9	設立の認可 (地方公社)	規則36	法定		同意
12④	監事からの意見を受けること	規則36	法定		事後報告
26②	業務方法書の変更の認可	規則36	法定		事後報告
36②	解散の認可 (地方公社)	規則36	法定		同意
37の4	清算人の就職の届出の受理	規則36	法定		事後報告
38の2③ ④	裁判所に対し地方公社の解散及び清算に関し意見を述べること	規則36	法定		事後報告
38の3	清算終了の届出の受理	規則36	法定		事後報告
40①	業務等の報告を求め、又は立入検査等を行うこと (地方公社)	規則36	法定	○	事後報告
41	監督上必要な命令をすること (地方公社)	規則36	法定	○	事後報告
42①	業務等の停止等を命ずること (地方公社)	規則36	法定	○	事後報告
42②	認可を取り消すこと (地方公社)	規則36	法定		事後報告
<12④>	監事からの意見を受けること(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定		事後報告
<27>、43 ③	事業計画及び資金計画の承認等(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定		
<32①>	地方公社の提出する財産目録、貸借対照表及び損益計算書の受理(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定		
<40①>	業務等の報告を求め、又は立入検査等を行うこと (共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定	○	事後報告
<41>	監督上必要な命令をすること(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定	○	事後報告
<42①>	業務等の停止等を命ずること(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定	○	事後報告

Ⅱ－(36) 法律名：交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(S41法45)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
5①③	特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等	令5

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(37) 法律名：首都圏近郊緑地保全法(S41法101)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5②	環境大臣及び経済産業大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則6

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(38) 法律名： 流通業務市街地の整備に関する法律(S41法110)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
26①	処分計画について協議し同意すること (施行者:都道府県)	規則27	法定		
26②	施行計画の届出受理 (施行者:都道府県)	規則27	法定		
43	都道府県又は市町村に対する技術的援助	規則27	法定	○	
44②	必要な措置を講ずべきことを求めること (施行者:都道府県)	規則27	法定	○	
44④	承認の処分の取り消し又は変更 (地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業)	規則27	法定		
46②	行政機関の長への協議 (都道府県が定める処分計画に同意しようとするとき)	規則27	法定		

Ⅱ－(38) 法律名：流通業務市街地の整備に関する法律(S41法110)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
46①	農林水産大臣及び経済産業大臣への協議 (流通業務地区等に係る都市計画の決定等に同意しようとするとき)	規則27

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(39) 法律名：近畿圏の保全区域の整備に関する法律(S42法103)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
6②	環境大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7
6③	経済産業大臣からの意見聴取 (鉱区について近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(40) 法律名：砂利採取法(S43法74)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
33	砂利採取業を行なう者に対する報告徴収	令5②
34③	河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所等への立入検査	令5②
	【河川管理者としての権限】	
33	砂利採取業を行なう者に対する報告徴収	16
34③	河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所等への立入検査	16

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(41) 法律名：都市計画法(S43法100)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5③	協議を受け、同意すること (都道府県の都市計画区域指定)	規則59の3①
6⑤	必要な報告を求めること (都道府県の基礎調査の結果)	規則59の3①
18③④	協議を受け、同意すること (国の利害に重大な関係がある都道府県の都市計画の決定)	規則59の3①
23①～③、⑤	農林水産大臣への協議、経済産業大臣及び環境大臣への意見聴取等 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する都市計画等の決定若しくは変更に同意しようとするとき)	規則59の3①
24①②④	必要な措置をとるべきことを指示すること等 (都道府県又は都道府県知事を通じて市町村に対し)	規則59の3①
59①②⑥、60①、 60の2②、61	都市計画事業を施行することの認可等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
62①	都市計画事業の認可等の告示等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
63①	事業計画の変更認可 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
72③	土地等の収用又は使用に係る告示 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
80①②	国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助言等を行うこと	規則59の3①
81①②③	許可の取り消し、変更等の命令等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
82①	立入検査 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
87の2③④	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の決定)	規則59の3①
<87の2③④>	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の変更) ※21②において準用	規則59の3①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(42) 法律名：都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
2の2⑥	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が市街地再開発事業を施行する必要があることを認めること	規則40
7の15①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (個人施行の認可)	規則40
19①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の設立の認可)	規則40
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の定款等の変更の認可) ※38②において準用	規則40
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(市のみが設立した地方住宅供給公社に係る施行規程等の認可等) ※58③④において準用	規則40
50の8	都道府県知事から図書等の送付を受けること (再開発会社の市街地再開発事業施行の認可)	規則40
<50の8>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開発会社の合併等の認可) ※50の12②において準用	規則40
51①	設計概要の認可 (都道府県の市街地再開発事業)	規則40
<51①>	設計概要の認可(都道府県の市街地再開発事業の事業計画変更) ※56において準用	規則40
55①	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の認可)	規則40
<55①>	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (56において準用する51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) ※56において準用	規則40
58①	施行規程及び事業計画の認可等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則40
72①④	権利変換計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則40
99の3③	特定建築者決定の承認 (都道府県が設立した地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則40
118の6①	管理処分計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則40
<99の3③>	施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合の承認 ※118の28②において準用	規則40
120③	地方公共団体の分担金の裁定等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40

Ⅱ－(42) 法律名：都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
124①	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40
124②	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40
126①	処分の取消し、変更若しくは停止等 (独立行政法人都市再生機構以外に係るもの)	規則40
126①	処分の取消し、変更若しくは停止等 (独立行政法人都市再生機構に係るもの)	規則40
126②	処分の取消し、変更若しくは停止等	規則40
133①	管理規約の認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)施行に係る認可)	規則40

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(43) 法律名：地方道路公社法(S45法82)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣としての権限】	
5②	定款変更認可	規則22
9①	道路公社設立認可	規則22
9③	国交大臣から総務大臣への協議 (道路公社設立認可時)	規則22
12⑤	監査結果の意見提出を受けること	規則22
22②	業務方法書変更認可	規則22
29	道路公社の負担金の徴収(*)	規則22
31 I II	道路公社余裕金を運用できる有価証券の指定等	規則22
34③	道路公社解散認可	規則22
34⑥	都道府県知事から国交大臣への事前協議 (解散認可)	規則22
35の4	清算中に就職した清算人からの届出を受けること	規則22
36の2③④	裁判所に意見を述べること等(道路公社の解散等)	規則22
36の3	清算終了の届出を受けること	規則22
38①	報告徴収、立入検査	規則22
39	監督命令	規則22
41①	設立団体が二以上である道路公社の行うことができる業務の認可	規則22
	【道路管理者としての権限】	
5④	道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意	規則22
9②	定款を作成する場合の基本計画についての同意	規則22

(*)道路法第88条の規定により、国土交通大臣が道の区域内の道路の道路管理者に代わって行う権限も含む。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(44) 法律名： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(S45法136)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
40の2②	油濁防止緊急措置手引書等の作成等を命ずること	規則41③	法定	○	事後報告
48④	報告徴取 (油濁防止緊急措置手引書等の作成等)	規則41③	法定	○	事後報告 指示
48⑦	油濁防止緊急措置手引書の検査等	規則41③	法定	○	事後報告 指示
49の2	必要な指導、助言及び勧告	規則41③	法定	○	事後報告 指示

Ⅱ－(45) 法律名：公有地の拡大の推進に関する法律(S47法66)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
19②	報告徴収、立入検査(土地開発公社)	令9の2

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(46) 法律名：新都市基盤整備法(S47法86)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
7①	申請書の受理 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則44
13①②	確定収用率の届出及び公告 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則44
22	土地整理の施行計画の設計概要の認可 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則44
45①	協議及び同意(都道府県知事が処分計画を定める場合)	規則44
60①	施行者である都道府県に対し、必要な措置を講ずべきことを求めること	規則44
61	報告徴収、勧告等 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則44
63	経済産業大臣の意見を聴くこと	規則44

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ-(47) 法律名：大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<土地区画整理法9③>	都府県知事から、個人施行の認可をしたときに、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※36において準用	規則51の2
<土地区画整理法21③>	都府県知事から、住宅街区整備組合の設立認可したとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※51において準用	規則51の2
<土地区画整理法39④>	都府県知事から、住宅街区整備組合の定款変更等の認可したとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※51において準用	規則51の2
52①	事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
<土地区画整理法55⑧>	・都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都府県知事から、市町村施行の住宅街区整備事業の認可をしたときに、当該住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※57において準用	規則51の2
<土地区画整理法55⑫>	都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の変更認可 ※57において準用	規則51の2
58①、59⑪	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
59④	施行規程等の縦覧 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
59⑥⑦	意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
59⑧	意見書の内容審査、必要な修正を命ずること等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
59⑭	施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
95①	報告徴収、勧告等	規則51の2
95②	機構に対する勧告、助言等	規則51の2
<土地区画整理法124~126>	是正の要求 ※96において準用	規則51の2
99	技術的援助の求めを受けること	規則51の2

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(48) 法律名： 石油コンビナート等災害防止法(S50法84)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
33②	計画作成の協議を受けること (地方公共団体の長が行う緑地等の設置)	省令4	法定		

Ⅱ-(49) 法律名：エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
6	工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対して必要な指導及び助言をすること	令34④
14①	特定事業者からエネルギーの使用の合理化の目標に関する中長期的な計画の提出を受けること	令34④
<14①>	特定連鎖化事業者からエネルギーの使用の合理化の目標に関する中長期的な計画の提出を受けること ※19の2①において準用	令34④
15①	特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量等の定期の報告	令34④
<15①>	特定連鎖化事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量等の定期の報告 ※19の2①において準用	令34④
16①～④	特定事業者に対し、エネルギーの使用の合理化に関する計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすること等	令34④
<16①～④>	特定連鎖化事業者に対し、エネルギーの使用の合理化に関する計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすること等 ※19の2①において準用	令34④
20③	登録調査機関から確認調査の結果の報告を受けること(特定事業者)	令34④
<20③>	登録調査機関から確認調査の結果の報告を受けること(特定連鎖化事業者) ※20⑥において準用	令34④
60	荷主に対し貨物輸送事業者に行わせる措置の実施について必要な指導及び助言をすること	令34④
62	特定荷主から貨物輸送事業者に行わせる目標達成のための計画の提出を受けること	令34④
63①	特定荷主から貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用状況等について報告を受けること	令34④
64①②	特定荷主に対し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること等	令34④
87③	特定事業者に対する報告徴収、立入検査	令34④
87⑨	特定荷主に対する報告徴収、立入検査	令34④
76の8①	建築物調査機関の登録(*)	令34③
<31①>	登録建築物調査機関に対する適合命令(*) ※76の10において準用	令34③
<42>	登録建築物調査機関の登録更新(*) ※76の10において準用	令34③

Ⅱ－(49) 法律名：エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<44>	登録建築物調査機関の事業所の変更に係る届出受理(*) ※76の10において準用	令34③
<45①>	調査業務規程の作成等の届出受理(*) ※76の10において準用	令34③
<46>	登録建築物調査機関の業務の休廃止に係る届出受理(*) ※76の10において準用	令34③
<48>	登録建築物調査機関に対する改善命令(*) ※76の10において準用	令34③
<49>	登録建築物調査機関の登録取消等(*) ※76の10において準用	令34③
<50>	登録建築物調査機関の登録取消等の公示(*) ※76の10において準用	令34③
87⑫	登録建築物調査機関に対する報告徴収、立入検査(*)	令34③

(*)建築物調査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物調査機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(50) 法律名：幹線道路の沿道の整備に関する法律(S55法34)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
5①	都道府県知事から沿道整備道路として指定するための協議を受け、同意すること	令14
	【道路管理者としての権限】	
5③	都道府県知事から協議を受けること (沿道整備道路としての指定)	令14
5④	都道府県知事に対し要請すること (沿道整備道路としての指定)	令14
7①②	必要な措置を講ずること (道路交通騒音の減少等のための措置)	令14
7の2①③④	道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等 (沿道整備道路)	令14
8①	沿道整備協議会を組織すること	令14
12①②	緩衝建築物を建築する者の費用の一部負担等	令14
13①②	必要な助成等の措置等 (防音上有効な構造とすために行う工事)	令14
13の6②	必要な協力を行うこと (沿道整備推進機構)	令14

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(51) 法律名：浄化槽法（S58法43）

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
13①、14①②、15	浄化槽の型式の認定	省令4 (*1)
14③	浄化槽の型式の認定の変更	省令4 (*1)
16	浄化槽の型式の認定の更新	省令4 (*1)
18①～③	浄化槽の型式の認定の取消し	省令4 (*1)
19	浄化槽の型式の認定等をしたときの環境大臣への通知等	省令4 (*1)
53①	報告徴収等(浄化槽製造業者)	省令4 (*1)
42①	浄化槽設備免状の交付(交付の決定を除く)	省令25 (*2)
42③	浄化槽設備士免状の返納の命令	省令25 (*2)

(*1)浄化槽の型式の認定に関する省令、(*2)浄化槽設備士に関する省令

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(52) 法律名：民間都市開発の推進に関する特別措置法(S62法62)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
14の3	事業用地適正化計画の認定	規則12
14の5①	事業用地適正化計画の変更の認定	規則12
14の6	認定事業者からの報告徴収	規則12
14の7	一般承継人等が認定事業者の地位を承継することの承認	規則12
14の10	認定事業者に対する改善命令	規則12
14の11①	計画の認定の取消し	規則12
14の12	認定事業者に対する勧告	規則12

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(53) 法律名：集落地域整備法(S62法63)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4⑤	都道府県知事から集落地域整備基本方針を定めたときの報告を受けること	令14
〈4⑤〉	都道府県知事から集落地域整備基本方針を変更したときの報告を受けること ※4⑥において準用	令14

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ-(54) 法律名：大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(S63法47)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3①②、4①②	宅地開発事業計画の認定(*)	規則12
5①	宅地開発事業計画の認定に係る意見聴取(*)	規則12
6①	宅地開発事業計画の認定の通知(*)	規則12
7①	宅地開発事業計画の変更認定(*)	規則12
<3②、4①②、5①、6①>	宅地開発事業計画の変更認定に係る意見聴取等(*) ※7②において準用	規則12
8	届出の受理(宅地造成の開始)(*)	規則12
9	宅地造成工事の完了の確認(*)	規則12
11	届出の受理(造成宅地の処分)(*)	規則12
12①②	報告徴求等(宅地開発事業の実施状況)(*)	規則12
13	認定事業者の地位の承継の承認(*)	規則12
14	改善命令(認定事業者)(*)	規則12
15①②	認定の取消し(宅地開発事業計画)(*)	規則12
<6①>	宅地開発事業計画の認定取消しの通知(*) ※15③において準用	規則12

(*)日本勤労者住宅協会が施行する宅地開発事業に係るものを除く。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(55) 法律名：資源の有効な利用の促進に関する法律(H3法48)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
16	特定再利用事業者に対する助言等	令32
17①～③	特定再利用事業者に対する勧告、命令等	令32
35	指定副産物事業者に対する指導及び助言	令32
36①～③	指定副産物事業者に対する勧告、命令等言	令32
37①	特定再利用事業者に対する報告徴取、立入検査等	令32
37⑤	指定副産物事業者に対する報告徴取、立入検査等	令32

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(56) 法律名：産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(H4法62)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4①、5、6①③、7①	整備計画の認定等	令7
8①	整備計画の変更の認定等	令7
9①②	認定事業者に対する報告の徴取等	令7
10①	認定計画の認定の取消等	令7
11⑤	特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針の通知の受理	令7

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。